

介護保険施設・事業所開設者 殿  
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部社会福祉課  
高岡市福祉保健部社会福祉課  
魚津市市民福祉部社会福祉課  
氷見市健康福祉部医療保健課  
滑川市福祉保健部介護保険課  
射水市広域行政事務組合介護保険課  
中新川地方介護保険組合業務課  
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合総務課

「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」の改正について  
(通知)

日頃から適切な介護サービスの提供にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、事業者における事故発生時等においては、「介護サービス事業者における事故発生時等の報告取扱い要領」に基づきご報告いただいておりますが、この度、同要領を別添のとおり改正しました。

各事業者からの事故報告等は、令和 7 年 2 月 1 日以降、改正後の要領に基づき行っていただくこととなりますので、各職員（従業者）に対し周知徹底を図り、適切な事故報告等を行っていただくとともに、引き続き介護事故の発生防止及び事故発生時の適切な対応をお願いします。

<主な改正内容> ※詳細は別添の「新旧対照表」をご覧ください。

- (1) 報告方法の変更  
原則、電子メール等の電磁的方法によることとする。
- (2) 報告期限の変更  
以下のとおり取り扱うこととする。
  - ①第 1 報は、事故発生後速やかに、遅くとも 5 日以内を目安に提出すること。
  - ②その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。
- (3) 様式 1 の変更  
厚生労働省提示の統一様式が改正されたことに伴い、改正する。

【事務担当】

富山県厚生部高齢福祉課施設・居宅サービス係  
TEL : 076-444-3414 FAX : 076-444-3492  
E-mail : akoreifukushi@pref.toyama.lg.jp